

横須賀市報

号外第 19 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

条 例

◇コミュニティセンター条例等中一部改正.....	1
◇基金条例中一部改正.....	2
◇横須賀市市税条例中一部改正.....	〃
◇横須賀市国民健康保険条例中一部改正.....	〃
◇病児・病後児保育センター条例中一部改正.....	〃
◇横須賀市病院事業条例中一部改正.....	3

◇都市公園条例中一部改正.....	〃
◇公園墓地条例中一部改正.....	〃
◇市立学校設置条例中一部改正.....	〃
規 則	
◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正.....	4
◇公園墓地条例施行規則中一部改正.....	5
告 示	
◇横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）について.....	〃

本号で公布された条例のあらまし

○コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 池上コミュニティセンターの個人が使用できる施設の一部を団体が使用できる施設とし、当該施設の使用料を設ける。
- 2 池上コミュニティセンターの団体が使用できる施設の一部について、名称を変更する。
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日。ただし、一部については、公布の日（令和 6 年 9 月 24 日）

○基金条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 スポーツ基金の用途を拡充する。
- 2 施行期日 公布の日（令和 6 年 9 月 24 日）

○横須賀市市税条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（環境性能割及び種別割）、特別土地保有税及び事業所税の減免について、災害の場合に職権による減免を可能とする。
- 2 地方税法の改正に伴い、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準を 7 分の 6 とする。
- 3 地方税法の改正に伴い、令和 6 年度までに長寿命化に資する大規模修繕工事が完了したマンションに係る固定資産税額から、工事が完了した翌年度に限り 2 分の 1 の額を減額する。
- 4 施行期日 公布の日（令和 6 年 9 月 24 日）

○横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 国民健康保険法の改正に伴い、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に係る過料の規定を廃止する。
- 2 施行期日 令和 6 年 12 月 2 日

○病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 うわまち病院病児・病後児保育センターの位置及び名称を改める。
- 2 施行期日 規則で定める日

○横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 入院特別室使用料の額を改める。
- 2 駐車場の使用料等の規定を改める。
- 3 施行期日 令和 7 年 3 月 1 日

○都市公園条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 大矢部みどりの公園の管理を指定管理者に行わせることとする。
- 2 施行期日 規則で定める日

○公園墓地条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 合祀型合葬墓を設け、合祀型合葬墓に係る使用許可、使用料その他合祀型合葬墓の使用に関し必要な事項を定める。
- 2 施行期日 令和 7 年 1 月 1 日

○市立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 大楠幼稚園を廃止する。
- 2 田浦小学校及び長浦小学校並びに走水小学校及び馬堀小学校を統合する。
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

条 例

コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 24 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第37号

コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

（コミュニティセンター条例の一部改正）

第 1 条 コミュニティセンター条例（平成 19 年横須賀市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表池上コミュニティセンターの項中

「	中会議室	200	400	」を
「	中会議室 1	200	400	」に
	中会議室 2	200	400	
「	和室	200	400	」を
「	和室 1	300	600	」に改める。
	和室 2	200	400	

（コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（令和 6 年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうちコミュニティセンター条例別表第 1 の改正規定中「学習室 研修室 1 研修室 2」を「学習室 研修室」に、「娯楽室 2 大広間 プレイルーム」を「娯楽室 2 プレイルーム」に改める。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後のコミュニティセンター条例別表第 2 第 1 項の表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第38号

基金条例の一部を改正する条例

基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表スポーツ基金の項中「振興」の次に「及びスポーツ資源を活用した地域活性化」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第39号

横須賀市市税条例の一部を改正する条例

横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該者が第 1 号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、職権で減免することができる。

第21条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該者が所有する固定資産が第 1 号に該当することが明らかであると認める場合は、職権で減免することができる。

第22条の 2 各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該軽自動車第 1 号に該当することが明らかであると認める場合は、職権で減免することができる。

第26条第 3 号中「と認めるもの」を「ものその他特に減免を必要とする軽自動車等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 第 22 条の 2 ただし書の規定は、種別割の減免について準用する。この場合において、同条ただし書中「当該軽自動車」とあるのは「前項に規定する者が所有する軽自動車等」と、

「第 1 号」とあるのは「前項第 1 号」と読み替えるものとする。

第31条の 2 各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該者が所有し、又は取得する土地が第 2 号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、職権で減免することができる。

第31条の10各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該者が第 1 号に該当することが明らかであると認める場合は、職権で減免することができる。

附則中第42項を第44項とし、第22項から第41項までを 2 項ずつ繰り下げ、第21項を第22項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

23 法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則中第20項を第21項とし、第12項から第19項までを 1 項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第15条第25項第 2 号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の附則第23項の規定は、令和 7 年度分の固定資産税から適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第 226 号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第40号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項第 2 号ウ（オ）ただし書中「社会保険庁長官の」を削る。

第25条第 1 項中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削る。

附 則

- この条例は、令和 6 年12月 2 日から施行する。
- この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第41号

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例

病児・病後児保育センター条例（平成15年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表横須賀市上町 2 丁目36番地の項を次のように改める。

横須賀市神明町 1 番地 8	総合医療センター病児・病後児保育センター
----------------	----------------------

第 5 条ただし書並びに第 7 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 1 号中「うわまち病院病児・病後児保育センター」を「総合医療センター病児・病後児保育センター」に改める。

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月24日
横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第42号
横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例
横須賀市病院事業条例（昭和43年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第10条第 2 項第 1 号中「15,000円」を「20,000円」に改める。
別表第 2 を次のように改める。
別表第 2 （第10条第 4 項関係）

病院名	区 分		使用料
横須賀市立総合医療センター	診療を受けた者	1 回 2 時間まで	円 100
		1 回 2 時間を超えた場合は、その超えた時間 1 時間までごとに	100
	その他の者	面会に訪れた者 1 回 1 時間までごとに	200
		上記以外の者 1 回 1 時間までごとに	1,000円の範囲内において規則で定める額
横須賀市立市民病院	診療を受けた者	1 回 1 時間まで	0
		1 回 1 時間を超えた場合は、その超えた時間 1 時間までごとに	100
	その他の者	1 回30分まで	0
		1 回30分を超えた場合は、その超えた時間 1 時間までごとに	210

附 則
この条例は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 6 年 9 月24日

横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市条例第43号
都市公園条例の一部を改正する条例
都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「衣笠山公園」を「衣笠山公園 大矢部みどりの公園」に改める。
附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。
公園墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月24日
横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市条例第44号

公園墓地条例の一部を改正する条例
公園墓地条例（昭和55年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。
目次中「第 3 章 期限後合祀型合葬墓（第24条―第32条）」を「第 3 章 期限後合祀型合葬墓（第24条―第32条）」に、第 4 章 合祀型合葬墓（第33条―第35条）」に、「第 4 章」を「第 5 章」に、「第33条―第38条」を「第36条―第41条」に、「第 5 章」を「第 6 章」に、「第39条―第40条」を「第42条・第43条」に改める。
第 4 条に次の 1 号を加える。
(4) 合祀型合葬墓 多数の焼骨を合わせて埋蔵する合祀室を備えた施設をいう。
第 9 条中「1 区画」を「1 区画等」に改める。
第12条中「期限後合祀型合葬墓を除く」を「一般墓地及び合葬墓に限る」に改める。
第23条の見出し中「期限後合祀型合葬墓」の次に「又は合祀型合葬墓」を加え、同条中「次条」の次に「又は第33条」を加え、「遅滞なく」を「当該許可を受けた日から60日以内に」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
第40条を第43条とし、第39条を第42条とする。
第 5 章を第 6 章とする。
第 4 章中第38条を第41条とし、第35条から第37条までを 3 条ずつ繰り下げる。
第34条第 1 項本文中「別表第 4 」を「別表第 5 」に改め、同条を第37条とする。
第33条を第36条とする。
第 4 章を第 5 章とする。
第 3 章の次に次の 1 章を加える。
第 4 章 合祀型合葬墓
(使用許可)
第33条 墓所（合祀型合葬墓に限る。以下この章において同じ。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
(使用料)
第34条 前条の規定により墓所の使用の許可を受けた者は、別表第 4 に掲げる使用料を納付しなければならない。
2 使用料は前納とし、既納の使用料は還付しない。
(準用)
第35条 第26条及び第28条から第32条までの規定は、墓所における取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中「期限後合祀型合葬墓使用者」とあるのは「合祀型合葬墓使用者」と、第31条中「墓所を使用する必要がなくなったとき（納骨室に焼骨を埋蔵している期間内に限る。）又は前条」とあるのは「前条」と、「墓所を返還し、納骨室」とあるのは「墓所」と、第32条第 1 項及び第 2 項中「納骨室に焼骨を埋蔵している期間内」とあるのは「規則で定めるとき」と読み替えるものとする。
別表第 4 中「（第34条第 1 項関係）」を「（第37条第 1 項関係）」に改め、同表を別表第 5 とし、別表第 3 の次に次の 1 表を加える。
別表第 4 （第34条第 1 項関係）

種 別	使 用 料
合 祀 型 合 葬 墓	1 体につき 16,000円

附 則
この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 6 年 9 月24日
横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第45号

市立学校設置条例の一部を改正する条例

市立学校設置条例（昭和39年横須賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第2条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第1 横須賀市立田浦小学校の項及び横須賀市立走水小学校の項を削る。

別表第5を削る。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年横須賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第3項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

4 横須賀市職員の降給に関する条例（平成28年横須賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

5 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例

第1条中「及び市立幼稚園」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第2条第1項中「及び市立幼稚園」及び「、園長」を削る。

第3条の2第1項中「、園長」を削る。

別表第3の5級の項中「又は園長」を削る。

6 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」に改める。

7 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例（昭和46年横須賀市条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例

第1条中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに」を「市立高等学校の教育職員及び」に改める。

第2条中「及び市立幼稚園」及び「、園長」を削る。

第3条第1項第1号中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

8 横須賀市旅費支給条例（昭和22年横須賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び市立幼稚園」を削り、「並びに」を

「及び」に改める。

9 市内出張旅費支給条例（昭和26年横須賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び市立幼稚園」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

10 職員退職手当条例（昭和30年横須賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

11 市立学校の授業料等に関する条例（昭和32年横須賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、保育料」を削り、「、入学金及び入園入塾準備費」を「及び入学金」に改める。

第2条第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条第3項を削る。

規 則

横須賀市規則第67号

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市市税条例施行規則（昭和46年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号ソ中「社会福祉法人」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下単に「社会福祉法人」という。）」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第26条第1項第2号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第10条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前年度において減免されたものの申請については、当該減免の理由に変更がない場合は、この限りでない。

第10条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第26条第1項第3号の規定により減免を受けることができる軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会福祉法人が専用する軽自動車等で、専ら当該社会福祉法人が行う社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）の用に供するため直接使用するもの

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、社会福祉事業を営むものが専用する軽自動車等で、専ら当該社会福祉事業の用に供するため直接使用するもの

(3) 前2号に掲げるものに類する団体等であって、市長が当該団体等の活動に公益性を認めるものが所有する軽自動車等で、専ら当該活動の用に供するため直接使用するものであるもの（条例第26条第1項第2号の規定により減免するものを除く。）

第10条に次の1項を加える。

5 条例第26条第1項第3号の規定により軽自動車等の種別割の減免を受けようとする場合は、第3項の規定による申請書を提出する際に、第2項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて提出しなければならない。ただし、前年度において減免されたものの申請については、当該減免の理由に変更がない場合は、この限りでない。

第15条の3第1号中「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第68号

公園墓地条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月24日

横須賀市長 上 地 克 明

公園墓地条例施行規則の一部を改正する規則

公園墓地条例施行規則（昭和55年横須賀市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、条例第24条の規定による墓所の使用許可の申請をする場合で、既に条例第12条の規定による許可を受けている者は、この限りでない。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 条例第33条の規定による墓所の使用許可の申請時に条例第12条の規定による許可を受けている者（条例第16条の規定により承継の届出をした者を含む。）であること。

第 3 条第 3 号を削る。

第 4 条第 1 項中「又は第24条」を「、第24条又は第33条」に、「、墓所」を「墓所」に、「、公園墓地墓所使用許可申請書」を「公園墓地墓所使用許可申請書」に、「休憩室を」を「条例第36条の規定により休憩室を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、墓所を使用しようとする者（第 3 条第 1 号ただし書に該当する者及び条例第33条の規定により墓所を使用しようとする者に限る。）は、第 6 条第 1 項に規定する公園墓地墓所使用許可書を併せて提示するものとする。

第 6 条第 1 項中「又は第24条」を「、第24条又は第33条」に改め、同条第 2 項本文中「第33条」を「第36条」に改める。

第 9 条第 1 項中「第34条第 2 項ただし書」を「第37条第 2 項ただし書」に改め、同条第 2 項中「第34条第 2 項第 1 号」を「第37条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第34条第 2 項第 3 号」を「第37条第 2 項第 3 号」に改める。

第10条中「第26条第 1 項」の次に「（条例第35条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第11条ただし書中「及び期限後合祀型合葬墓」を「、期限後

合祀型合葬墓及び合祀型合葬墓」に改める。

第13条中「第29条」の次に「（条例第35条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第14条第 1 項中「第30条」の次に「（条例第35条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第 2 項中「第37条」を「第40条」に改める。

第16条第 1 項中「第32条第 1 項」の次に「（条例第35条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第 2 項中「第32条第 2 項」の次に「（条例第35条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 条例第35条において読み替えて準用する第32条第 1 項に規定する規則で定めるときは当該合祀型合葬墓使用者に係る墓所使用権の承継の届出をするまでの間とし、同条第 2 項に規定する規則で定めるときは合祀型合葬墓使用者が死亡するまでの間とする。

第17条中「第34条第 1 項ただし書」を「第37条第 1 項ただし書」に改める。

第 2 号様式中

使用場所（一般墓地に限る。）を

使用場所に

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 184 号

令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）は、9 月18 日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和 6 年 9 月24日

横須賀市長 上 地 克 明

令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度横須賀市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 328,154 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175,340,595 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 使用料及び手数料		4,004,611	95,055	4,099,666
	1 使 用 料	3,260,881	95,055	3,355,936
16 国庫支出金		33,662,618	57,944	33,720,562
	2 国庫補助金	11,487,540	57,944	11,545,484

17 県 支 出 金	2 県 補 助 金	10,727,720 3,038,975	△874 △874	10,726,846 3,038,101
19 寄 附 金	1 寄 附 金	758,230 758,230	23,000 23,000	781,230 781,230
20 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金	7,044,979 6,988,426	11,330 11,330	7,056,309 6,999,756
21 繰 越 金	1 繰 越 金	804,240 804,240	23,807 23,807	828,047 828,047
22 諸 収 入	5 雑 入	7,984,748 5,147,971	11,692 11,692	7,996,440 5,159,663
23 市 債	1 市 債	12,626,100 12,626,100	106,200 106,200	12,732,300 12,732,300
歳 入 合 計		175,012,441	328,154	175,340,595

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円	千円	千円
	1 総 務 管 理 費	20,107,506	167,773	20,275,279
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	17,471,519 754,057	124,781 42,992	17,596,300 797,049
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	73,168,728 24,902,155	57,330 57,330	73,226,058 24,959,485
	1 環 境 費	8,143,043 8,143,043	370 370	8,143,413 8,143,413
7 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	1,020,824 131,318	891 891	1,021,715 132,209
8 商 工 費	1 商 工 費	3,121,302 3,121,302	51,252 51,252	3,172,554 3,172,554
9 土 木 費	5 都 市 計 画 費	19,959,271 8,754,937	660 660	19,959,931 8,755,597
10 消 防 費	1 消 防 費	7,245,752 7,245,752	49,878 49,878	7,295,630 7,295,630
歳 出 合 計		175,012,441	328,154	175,340,595

第 2 表 継続費補正
追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
総 務 費	総 務 管 理 費	令 和 6 年 度 行 政 セ ン タ ー 費 〔浦賀警察署跡地取得事業〕 〔(仮称)西こども園設計・新築工事〕	82,966	令和 6 年度	33,186
				令和 7 年度	49,780
民 生 費	児 童 福 祉 費	令 和 6 年 度 児 童 福 祉 施 設 等 整 備 費 〔(仮称)西こども園設計・新築工事〕	607,497	令和 6 年度	12,441
				令和 7 年度	38,632
				令和 8 年度	101,168
				令和 9 年度	455,256

第 3 表 繰越明許費補正
追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	行 政 セ ン タ ー 費 (浦賀警察署跡地取得事業)	5,610
	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 (戸 籍 事 務)	39,263

商 工 費	商 工 費	観 光 費 (集 客 プ ロ モ ー シ ョ ン 事 業)	10,300
消 防 費	消 防 費	消 防 施 設 費 (消 防 車 両 整 備 事 業)	77,725

第 4 表 債務負担行為補正
追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大矢部みどりの公園（旧大矢部弾庫跡地）整備事業費及び大矢部みどりの公園（旧大矢部弾庫跡地）指定管理料	令和 7 年度から 令和28年度まで	2,818,119 千円に消費税額及び 地方消費税額を加算した額

第 5 表 地方債補正
変 更 (単位 千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額
行 政 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	補 正 前	281,600
	補 正 後	320,300
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	233,800
	補 正 後	246,200
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	952,700
	補 正 後	1,007,800